

実績評価書

(厚生労働省5(Ⅲ-5-1))

施策目標名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-5-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標5:労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること						
施策の概要	労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)を把握し、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施するとともに、労働保険料等の適正徴収を図る。						
施策を取り巻く現状	1. 労働保険の適用徴収制度の概要 ・原則として労働者を一人でも使用する全ての事業に適用される(個人事業主を含む)。 ・原則年1回、当該年度の保険料額を事業主が自ら申告・納付。1年間に労働者に支払った賃金の総額に保険料率を乗じて保険料額を算出。 ・中小零細事業主の事務負担を軽減するため、厚生労働大臣の認可により、事業協同組合、商工会等の事業主団体が労働保険事務組合として、事業主の委託を受けて、保険料の納付等の事務処理を行うことができる。 2. 適用促進(全ての適用事業に労働保険の成立手続をとらせること) ・行政機関間の連携等により、未手続事業を把握。未手続事業に対しては、労働保険の成立手続を行うよう勧奨(外部委託も活用)。 ・令和5年度末時点の適用事業数は約344万事業。 ・労働保険制度の不知や理解不足等により、新規開業事業などで自主的に成立手続を行っていない事業が全国的に存在するものと想定される。 3. 適正徴収(適用事業に係る保険料その他の徴収金を過不足なく徴収すること) ・納付期限までに保険料納付が行われない場合 未申告事業、保険料の過少申告など申告内容に疑義がある事業を調査し、職権により保険料額を決定 期限までに納付されない場合督促状を送付し納入督促を実施 督促に応じない場合、滞納処分(差押等)を実施 ・令和5年度は4兆624億円を収納、収納率は99.1%となっている。平成20年度以降の収納率の経年推移は、高水準を保ちながら順調に改善している。						
施策実現のための課題	労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の保険料は、労働者に対する迅速な保険給付を確実に実施するための財源であり、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から、労働保険の適用促進や適正徴収を確実に行う必要がある。						
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題)	労働保険適用促進		労働保険制度の健全な運営及びそれに伴う労働者の福祉の向上等の観点から重要であるため、労働保険の未手続を解消する必要がある。			
	目標2 (課題)	労働保険料の適正徴収		費用負担の公平性の確保及びそれに伴う労働者の福祉の向上等の観点から重要であるため、労働保険料の未納を解消する必要がある。			
施策の予算額・執行額等	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	25,285,659	25,289,953	22,890,029	23,603,992	25,943,695
		補正予算(b)	274,571	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	25,560,230	25,289,953	22,890,029	23,603,992	
	執行額(千円、d)		23,130,061	23,100,976	20,955,519	21,950,233	
執行率(%、d/(a+b+c))		90.5%	91.3%	91.5%	93.0%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	-			-	-		

達成目標1について		労働保険適用促進								
測定指標	指標1 未手続事業対策により 労働保険に加入した事業数 (アウトプット)	指標の選定理由	労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取組を行ってきたが、依然として相当数の未手続事業が残されている。関係行政機関と連携し、未手続事業対策に取り組む必要があるため、当該指標を選定した。 実績値の出典:労働保険徴収課調べ							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	当該指標は、労働保険適用徴収業務に係る恒常的な取組により目標達成を目指すものであり、毎年度その成果をあげていく必要があるため、この目標値を選定した。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	△
		—	前年度 (44,622件) 以上	前年度 (42,834 件)以上	前年度 (48,594 件)以上	前年度 (42,759 件)以上	前年度 (39,040 件)以上	前年度以上		
			42,834件	48,594件	42,759件	39,040件	36,222件			

達成目標2について		労働保険料の適正徴収										
測定指標	指標2 労働保険料収納率 (アウトカム)	指標の選定理由	事業主の労働保険料の未納については、労働者のセーフティネットの確保の観点や、費用負担の公平の観点から解消する必要があるため、この指標を選定した。 <実績値の算出式・実数> 収納済歳入額÷徴収決定済額×100 令和元年度:2,526,390,770,049÷2,554,459,856,645×100 令和2年度:2,564,880,143,907÷2,616,726,878,471×100 令和3年度:2,608,092,002,204÷2,635,235,977,960×100 令和4年度:3,133,613,481,451÷3,161,329,705,958×100 令和5年度:4,062,425,907,442÷4,099,907,329,083×100 実績値の出典:労働保険徴収課調べ									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	当該指標は、労働保険適用徴収業務に係る恒常的な取組により目標達成を目指すものである。事業の経営状況や経済状況からどうしても収納に至らない場合があるものの、毎年度その成果をあげていく必要があるため、直近の状況下においてやむをえず収納に至らなかった結果である前年度の収納率を基準として、この目標値を選定した。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	○		
		—	前年度 (98.9%)以上	前年度 (98.9%)以上	前年度 (98.0%)以上	前年度 (99.0%)以上	前年度 (99.1%)以上	前年度以上				
	98.9%	98.0%	99.0%	99.1%	99.1%							

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第16回政策評価に関する有識者会議労働ワーキンググループ(令和6年8月21日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。
	【達成目標1の指標1について】 ①測定指標1については3年連続で目標未達だが、未手続事業対策はどこながやるべきなのかというところがあるかと思っており、委託が適切なのか、それとも以前のように労働基準監督署で実施するべきなのか、また、その連携等をどのように考えているか。 ⇒未手続事業対策においては、全国に散在している未手続事業場を訪問して加入勧奨を実施する必要がある、マンパワーの確保の観点からも、地域の事情に精通する民間団体に委託して実施することが適当な側面もあると考えている。 本業務の実施に当たっては、労働局において、委託先の民間団体との連携の場を設け、随時、情報交換を行っているところである。その中で、民間団体において対応困難な事業場がある場合は、労働局に対応を移管することとしている。 ②「未手続事業場名簿の精度向上を図る」とは、具体的にどのようなことを予定しているか。 ⇒名簿の精度向上に向け、各リストに掲載された事業場に対し、労働者の有無等を確認する事前アンケート調査を実施していくこととしている。さらに、今後は、各リストを適用徴収システム以外の他システムで保有する事業場データと突合できないか等についても検討していくことを予定している。 ③未手続事業名簿の管理・情報の突き合わせは、非常にマンパワーを要する大変な作業と考える。今後、一つの方向性として、例えば、名簿のファイルを同じクラウドに共有し、委託先や自治体等の関係機関のどこかが更新すればリアルタイムで更新可能というような取組が実現できれば、更新の反映タイミングは飛躍的に早くなり、かつ、突き合わせの調整コストが激減すると思われる。もちろん、守秘義務の問題や機密性の保持等がネックになると思われるが、可能であれば検討いただきたい。 ⇒現状、名簿の作成過程において手作業で行っている部分があり、この部分のシステム化を検討している。 情報のリアルタイムな共有及び更新についても、引き続き取り組んでまいりたい。 ④未手続事業対策は、事業の開廃の数や新規事業の成立の全般的な傾向にも影響を受けるのではないか。全般的な事業の開廃の傾向と、測定指標1の実績値との相関関係などについて、何か把握していることがあるか。 ⇒全般的な事業の開廃等の傾向と、測定指標1の実績値との相関関係などについては把握困難である。 ⑤未手続事業の把握は正確には難しいということは前提にしつつ、実際にどの程度未手続の所がありそうで、その中で働き掛けるにしても、「1年ごとにできては消えているような所」と、「比較的継続しているのに払っていない所」の何か一定のイメージができると、これに基づき一定の戦略をとることができるのではないか。 ⇒現状、例えば、労働局と委託先の民間団体との間で、重点的に働きかけを行う業種を選定して取り組む等しているところであり、こうした取り組みを引き続き実施してまいりたい。 ⑥(指標1の説明の中で、委託した民間団体が事業主に接触し確認したところ、名簿の精度の問題から、実際には労働保険に加入する必要のない事業場が多かったとの説明であったが、)例えば本来ならば雇用契約を結ぶべきところ偽装請負をしているケース等、どんなに働き掛けても継続的に応じないなど、悪質なケースは実際にはどのぐらいあるのか。 ⇒民間団体に委託する業務の内容は、未手続事業と考えられる事業主に接触して労働者の有無等や労働保険への加入の必要性を確認し、加入の必要性がある場合は加入勧奨を行うことであり、ご質問のようなケースまで把握することはできない。

	【達成目標2の指標2について】 ⑦全ての適用事業に対してしっかりと労働保険成立手続をとらせて、それに対して適正に徴収するという法の原則に立って考えると、目標値は、やはり100%で設定すべき。今は目標値が「毎年度 前年度以上」だが、前年度の数値が下がれば目標値も下げるのかというのは、そもそも全ての適用事業者に、との原則からすると違和感がどうしても拭えない。 目標は達成するのがもちろん望ましいが、達成することを1番にそれを目的にするべきではない。やはりここは100%で設定するということをもう一度検討いただきたい。 また、徴収すべきところを対象に率を考えるなど母数の設定の仕方（例えば母数から夜逃げや年度をまたぐ場合を除外した率でも出すなど）についても、ぜひ検討いただきたい。 ⇒ 事業の経営状況や経済状況等から労働保険料の納付ができない場合、納付の猶予等の制度を利用することが可能であり、また、実態として納付誓約をした上で長期にわたり分割納付を行うケースも一定数存在する。このような場合、本来納付すべき年度と実際に収納された年度にずれが生じることとなる。 さらに、事業主が行方不明（夜逃げ）となり連絡がつかなくなる場合には最終的に収納自体がまったくできなくなるケースも一定数存在する。これらを踏まえると、労働保険料収納率を100%とすることは事実上困難と考えられるため、目標値を「毎年度 前年度以上」と設定している。 労働局においては、上記の納付の猶予制度を利用する事業主や納付誓約を行って分割納付を行う事業主を含め、すべての事業主の状況を見ながら保険料の徴収に継続的に取り組んでいる。こうしたことから、収納率の計算においては、徴収の対象となる事業主を広く母数とすることが妥当であると考えている。労働保険料の収納に係る施策の指標を定めるに当たり、他のより良い方法があるかどうかは、今後の検討課題としたい。 ⑧起こしたばかりの事業であれば、とりあえずやってみよう、次は前年度以上、との目標でも良いが、本制度は制度として安定している状態であるため、国民との関係で効率性や公平性等を考えてこの程度は徴収している、説明がつくというパーセンテージ（絶対数値）があるほうが良い。ある年はそれを上回り、ある年は下回るかもしれないが、「大まかにはこういう基準です」みたいなものが、国民との関係でも説明基準になるのではないかな。 ⇒現在の指標は、各年度において、労働保険料の収納率向上に向けた諸施策を実施した結果、どのような成果が上がったかを示すものであり、政策の効果や効率性についての国民への説明基準としても妥当なものと考えている。
--	--

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】
	総合判定	(判定結果) B【達成に向けて進展あり】
		(判定理由)
		【達成目標1:労働保険適用促進】 ・ 指標1の未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数については、令和5年度は目標値である前年度(39,040件)以上には達していないが、目標達成率92.8%となった。
		【達成目標2:労働保険料の適正徴収】 ・ 指標2の労働保険料収納率については、令和5年度は前年度(99.1%)以上であり目標値を達成した。
		【総括】 ・ 以上より、指標1は「△」、指標2は「○」であることから、判定結果は③に区分されるものとしてBとした。
	施策の分析	(有効性の評価)
		【達成目標1:労働保険適用促進】 ・ 指標1の労働保険未手続事業一掃業務(委託事業)については、令和5年度は目標値の92.8%まで達成したが、令和3年度以降、目標未達の状況が続いている。 これは手続勧奨活動を行った結果、労働保険に加入する必要のない非該当事業が多かったため、労働保険に加入すべき事業場に対して適用促進を適切に実施することができなかったことが大きな要因である。具体的には、未手続事業名簿に登録の事業場に訪問するも、実際には休業・倒産状態にあるところが多かったこと、委託先への名簿提供が年度途中となったこと等から効果的に活動することができなかったことが考えられる。 今後は効果的に活動できるように未手続事業場名簿の精度向上を図るとともに委託先に対して名簿を早期に提供し、適正な業務遂行により目標を達成できるよう努める。
		【達成目標2:労働保険料の適正徴収】 ・ 指標2(労働保険料収納率)については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による特例猶予制度の利用により一旦低下したものの、これを除くと、平成20年度以降、高水準を保ちながら着実に向上していることから、労働保険等の適正徴収業務の実施は有効に機能していると評価できる。なお、10年前と比べ収納率は約1%アップしているところ、特に、口座振替納付、電子申請・納付の促進といった取組が収納率向上に寄与したものと考えられる。
		(効率性の評価)
		【達成目標1:労働保険適用促進】 ・ 指標1の労働保険未手続事業一掃業務(委託事業)については、近年の予算額はほぼ一定のところ、手続勧奨活動を行った結果、非該当事業が多かったことから、より効果的な勧奨を行うため、委託先に提供する未手続事業名簿の精度向上や名簿の早期提供の取組を行う必要がある。一方で、目標値の達成度合(92.8%)が向上しているところであり、効率性が損なわれたものではないと評価している。
		【達成目標2:労働保険料の適正徴収】 ・ 指標2については、毎年度、事業内容を精査し、必要に応じて収納方法の見直しを行っており、効率的に事業が実施されていると評価できる。
		(現状分析)
		【達成目標1:労働保険適用促進】 ・ 指標1については、今後は未手続事業名簿の精度向上や名簿の早期提供等により、効果的かつ効率的な手続勧奨等に取り組むこと等により、目標達成に向けて施策を進めていくことが必要である。
		【達成目標2:労働保険料の適正徴収】 ・ 指標2については、順調に改善しており、前年度以上の収納率という目標に向け取組みが着実に進展している。
	次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		【達成目標1:労働保険適用促進】 ・ 指標1については、労働保険の加入対象となる事業の多くが毎年成立・廃止を繰り返すという労働保険の特性により、今後も加入対象事業場が発生することから、引き続き、目標数値を前年度以上として、取組を進めていく。具体的には「未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数」を前年度実績より増やしていくために、未手続事業名簿の精度向上と受託業者への早期提供により、年度当初から加入勧奨活動に着手することなど、より効果的かつ効率的な手続勧奨の取組を実施していく。
		【達成目標2:労働保険料の適正徴収】 ・ 指標2については、費用負担の公平の観点から、労働保険料の適正な徴収をすることが重要であるため、今後とも更なる数値向上を目指し、目標達成に向けて着実に取り組んでいく。

参考・関連資料等	・労働保険の適用徴収状況 URL: https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/roudouhoken.html ・関連事業の行政事業レビューシート URL: https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2023/2022_3-5-1.html
----------	---

担当部局名	労働基準局	作成責任者名	労働保険徴収課長 宿里 明弘	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	-------	--------	-------------------	----------	--------